

平成 30 年度「地域スポーツ活動・健康力向上事業」業務委託  
企画提案応募要領

1 委託業務名

平成 30 年度地域スポーツ活動・健康力向上事業業務委託

2 委託業務期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

地域の健康増進及び体力向上を図るため、県内の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）を活性化し、地域のスポーツ活動を推進する。

4 業務の内容

企画提案仕様書を参照

5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当するものを参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (2) スポーツ分野、健康分野、総合型クラブ、メディアを活用した情報発信等について知見を有し、本事業の目的に資する効果的な企画立案と事業実施ができる能力・組織体制等を有すること。

- (3) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募すること。

イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格（1）の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格（2）の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

- (4) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

## 6 応募方法等

- (1) 本要領等の沖縄県スポーツ振興課ホームページへの掲載期間  
平成 30 年 5 月 10 日（木）～平成 30 年 5 月 28 日（月）まで
- (2) 応募に係る質問  
企画提案仕様書等に関して疑義がある場合は、質問書【様式 7】を記入し、電子メールにより提出すること。  
ア 受付期限 平成 30 年 5 月 17 日（木） 12 時（厳守）  
イ 提出場所 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課  
電子メールアドレス aa082200@pref.okinawa.lg.jp  
ウ 質問に対する回答は、スポーツ振興課ホームページへの掲載により行う。  
回答日時 平成 30 年 5 月 18 日（金） 13 時以降
- (3) 企画提案書等の提出  
企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送により提出すること。  
なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。  
ア 提出期限 平成 30 年 5 月 28 日（月） 15 時（厳守）  
イ 提出場所 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課  
〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階  
電話番号 098-866-2708 F A X 番号 098-866-2729

## 7 提出書類及び必要部数等

提出書類は【様式 1～6】、企画提案書の順で並べ、クリップ止めで提出すること（ホッチキス、ファイル閉じ不可）。

- (1) 応募申請書【様式 1】 . . . . . 1 部  
(2) 会社概要【様式 2】 . . . . . 8 部  
(3) 積算書【様式 3】 . . . . . 8 部  
(4) 事業計画【様式 4】 . . . . . 8 部  
(5) 執行体制【様式 5】 . . . . . 8 部  
(6) 実績書【様式 6】 . . . . . 8 部  
(7) 質問書【様式 7】  
(8) 企画提案書  
様式任意、A 4 版 20 頁以内（表紙含む、A 4 版以外は一切不可） . . . . . 8 部

## 8 企画提案書の審査

- (1) 第一次審査（書面審査）  
企画提案書の内容、事業実績等について書面審査を行った上で、上位数社を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。  
なお、通知は、電子メール及び書面で行う。
- (2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）  
選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション

審査を行った上で、最も優れた提案者を選定する。

なお、第二次審査の結果については、電子メール及び書面で通知する。

(3) 第二次審査に係る留意事項

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 第二次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコン、タブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

9 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始	5月10日（木）
(2) 質問締切	5月17日（木）
(3) 質問回答	5月18日（金）
(4) 公募締切	5月28日（月）
(5) 第一次審査（書類審査）	5月29日（火）
(6) 第一次審査結果通知	5月29日（火）
(7) 第二次審査（プレゼンテーション審査）	6月上旬
(8) 第二次審査結果通知	6月上旬
(9) 委託契約	6月上旬頃

10 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本応募要領に違反すると認められる場合

エ 提案者があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出に当たり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととする。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(7) 委託予定業者の選定に当たっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と委託予定業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

(※) 契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 か年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をする時又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結する時。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要ないと認められる時。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。

## 11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 スポーツ振興班（担当：桑江）

電話番号 098-866-2708 FAX 番号 098-866-2729